

年金機能強化法による制度改正について

※平成26年4月より以下の点において制度改正が行われます。

○付加保険料の納付期間の延長について

・付加保険料は納期限（翌月末日）までに納付しなかった場合は納付することができませんでしたが、改正後は過去2年分まで納付することができます。

ただし、付加保険料は申出をした日に属する月から対象となりますので、遡って加入することはできません。

○遺族基礎年金の支給要件に係る男女差の解消について

・遺族基礎年金については、「子」または「子のある妻」となっておりますが、改正後は「子のある夫」も支給対象となります。（生計維持関係がある者）ただし、平成26年4月1日以降の死亡が対象となります。

○死亡一時金の支給要件について

・老齢基礎年金及び障害基礎年金を受給せず死亡した場合であって、死亡した方の妻または子が遺族基礎年金の受給権を要しない場合にその遺族に支給されますが、改正後は死亡した方の配偶者または子となります。

○未支給年金の請求権者の範囲拡大について

・老齢基礎年金は死亡した日に属する月まで受給権があります。なお、支給されるのは死亡した当時に生計を同一とする親族に限られています。

改正前：死亡した受給権者の配偶者・子・孫・祖父母または兄弟姉妹

改正後：死亡した受給権者の①配偶者②子③父母④孫⑤祖父母⑥兄弟姉妹またはこれらの方以外の3親等以内の親族

【注意】①から⑥のうち、対象者が複数いる場合は数字の若い方が請求者となります。

○老齢年金の支給繰り下げに係る支給開始時期の改善について

・老齢基礎年金の受給権を取得してから5年を経過した後に繰下げ支給の申出があったときは申出日の翌月分から増額された年金が支給されておりましたが、改正後は5年を経過した日に繰下げがあったとみなし、翌月分から増額された年金が支給されます。

例：65歳到達時に老齢基礎年金の受給権を取得した者が71歳の4月に請求する場合

改正前：71歳の5月分から支給されます。

改正後：70歳に到達した月の翌月分に遡って支給されます。

○国民年金の任意加入被保険者期間中について

・下記の期間について、受給資格における合算対象期間として参入されます。

①新法対象者に係る昭和36年4月1日から昭和61年3月31日までの期間

②新法対象者で学生であった期間に係る昭和61年4月1日から平成3年3月31日までの期間

③新法対象者に係る昭和61年4月1日以降の期間（平成3年3月31日までの学生であった期間を除く）

○国民年金保険料の2年前納制度の創設について

・広報お知らせ版2月1日号にて既にお知らせしていますが、新たに2年前納制度が創設されます。

平成26年4月末日に引き落とされる額→355,280円（14,800円の割引）

参考：平成26年4月分から平成27年3月分 月額 15,250円

平成27年4月分から平成28年3月分 月額 15,590円

○所在不明の年金受給者に係る届出制度の創設について

・年金受給権者が所在不明となった場合は、その受給権者に属する世帯の世帯員に対し、受給権者の所在が1月以上確認できないときは、所在不明である旨の届出が義務化されます。

●総務課戸籍年金係 ☎52-2144

インターネット回線を「フレッツ光ネクスト」にしませんか？

本町では高度情報化社会に対応し、町民皆様の快適な生活と情報格差の解消・経済活動の活性化を目的に、市街地全域に光ブロードバンドケーブルを整備し、NTT東日本の「フレッツ光ネクスト」の提供を行っています。

光ネクストはインターネット回線速度が速いので動画配信、遠隔地とのコミュニケーション、英会話等の教育サービスも快適に受けられるようになります。

また、町民皆様の加入が本町で整備した光ケーブルの維持につながりますので、是非ご加入をお願いします。

加入申請は、NTT東日本へ直接お申込みをお願い致します。

●お申し込み先：NTT東日本：☎0120-116-116（9時から17時まで）

※土日・祝日も営業（年末年始を除きます） ホームページ：<http://flets.com/first/>

○企画課企画振興係 ☎52-2115